

## Ⅱ 履修ガイド

### 1. 生活科学科 教育課程

#### (1) 共通基礎科目

区分	ナンバリング	授業科目名	開講単位数	卒業必修・選択の別			授業の形態			開講期(毎週のコマ数)								資格及び学科指定科目			備考
				必修	選択	講義	演習	実習等	1年		2年		3年		4年		教職	社会福祉	食物栄養		
									前	後	前	後	前	後	前	後					
人間学系	GU1101	宗教学的人間論	2	2		2			1												
	GU1102	哲学的人間論	2	2		2			1												
	GU1103	倫理学的人間論	2		2	2				1											
	GU1104	心理学的人間論	2		2	2			1								○				
	GU1105	生物学的人間論	2		2	2				1											
	GU1123	教育原理Ⅰ	2		2	2			1								○				
GU1124	教育心理	2		2	2				1							○					
生活学系	GU1106	生活学的政治論	2		2	2			1												
	GU1107	生活学的法律論	2		2	2				1											
	GU1108	生活学的社会論	2		2	2			1								○				
	GU1109	生活学的経済論	2		2	2			1												
	GU1110	日本国憲法	2		2	2			1								○				
生活科学系	GU1111	生活生物学	2		2	2			1												
	GU1112	生活化学	2		2	2			1									○			
	GU1113	生活物理学	2		2	2				1											
	GU1114	数理・データサイエンス基礎	2		2	2				1											
語学系	GU1115	国語表現法Ⅰ	2	2			2		1												
	GU1116	国語表現法Ⅱ	2		2		2			1											
	GU1117	総合英語Ⅰ	2		2		2		1								○				
	GU1201	総合英語Ⅱ(ベーシック)	2		2		2				1										
	GU1202	総合英語Ⅱ(アドバンス)	2		2		2				1										
	GU1118	実用英語Ⅰ	2		2		2			1											
	GU1203	実用英語Ⅱ	2		2		2					1									
	GU1301	専門英語(生活)	2		2		2						1								
	GU1302	専門英語(栄養)	2		2		2						1								
	GU1303	英会話	2		2		2						1								
健康学系	GU1119	運動健康論	2		2		2		1	1							○		(実技を含む)		
キャリア系	GU1120	情報処理演習	2		2		2		1								○				
	GU1121	キャリアデザインⅠ	2		2		2			1											
	GU1122	キャリアデザインⅡ	1		1		1												※		
特別科目	GU1901	学生生活と社会Ⅰ	1	1			1		1												
	GU1902	学生生活と社会Ⅱ	1	1			1			1											
	GU1903	学生生活と社会Ⅲ	1	1			1				1										
	GU1904	学生生活と社会Ⅳ	1	1			1					1									
	GU1905	学生生活と社会Ⅴ	1	1			1						1								
	GU1906	学生生活と社会Ⅵ	1	1			1							1							
	GU1907	学生生活と社会Ⅶ	1	1			1								1						
	GU1908	学生生活と社会Ⅷ	1	1			1									1					
計		34科目	67	14	53	35	32		15	11	3	2	3	2	1	1					

○は必修科目。 ※は就職部が運営する就職支援科目。

#### 総合英語Ⅱに関する履修上の注意

総合英語Ⅱは、ベーシックとアドバンスがある。ベーシックは総合英語Ⅰで60点以上、アドバンスは総合英語Ⅰで70点以上取得が受講条件となる。また、70点以上の場合は、ベーシック・アドバンスのどちらでも受講可能となる。

#### 単位互換制度

郡山女子大学短期大学部をはじめ、学園内に設置されている放送大学等、県内15大学・短大間での単位互換の制度がある。ここで修得した単位は共通基礎科目の単位に換算される。

他短大からの編入生等は4単位必修

## (2) 教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）

生活科学科は、人が人らしく生きることができる世界の創造を追求する「人間守護の理念」の実現を目指して、人間生活の向上と社会の発展に寄与する人材を養成することを教育目的としています。これを達成すべく、人間生活に関して総合的かつ専門的に学べる教育課程を編成しています。具体的には、社会福祉専攻と建築デザイン専攻の2専攻を編成し、それぞれが独自の専門性を追求できる教育課程となっています。

### (1) 専門科目と共通基礎科目について

- 1) 人間生活の総体を学ぶにあたって、人間学系、生活学系、生活科学系という3学系を設け、それぞれの専門科目群を総合的かつ体系的に編成しています。専門性をさらに高めるために、3年、4年の2か年にわたる卒業研究があります。
- 2) 専門科目は、高い教養のある人材の養成のために、また基礎専門科目としても、共通基礎科目との間で体系的に編成しています。
- 3) 教養教育を重視し、人間学系、生活学系、生活科学系の3学系を、人文、社会、自然の3分野に対応させています。それゆえ、2専攻の専門科目は専門教育でありながらも、そのベースには、教養教育を内在しています。

### (2) 教育課程の全体構造は、目的と手段の構図である。

目的は「人間守護」の理念の実現と、そのための「人間生活の向上と社会の発展に寄与できる人材の養成」であり、それに至るための手段は、人間学系・生活学系・生活科学系の3学系にわたる「専門科目」と「共通基礎科目」の学びです。

- 1) 特に専門科目においては、理論を活用する実践力の育成を目指しています。実践力の育成のために、各種の実習・実技、その他に各種の施設・現場の視察・見学、講演会、地域交流活動などがあります。
- 2) 人間学系、生活学系、生活科学系の3学系にわたる広い専門科目の編成は、今日の大学教育の内容として要請されている「課題探究能力」（自ら将来の課題を探究し、その課題に対して、広い視野から柔軟かつ総合的な判断を下すことのできる能力、つまり知の実践力・社会貢献力）の育成に適合するものです。

以上の教育課程の編成方針に基づき、社会福祉専攻と建築デザイン専攻の教育課程が編成しています。

## (3) 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

生活科学科では、別に定める卒業要件を満たした学生に学士（家政学）の学位を授与し、以下の知識、能力、態度が身についていることを保証します。

生活科学科の教育目的を達成するために、ディプロマ・ポリシーを次の通り定めています。

- 1) 人間を護り、人間生活の向上と社会の発展を目指し、福祉・建築・生活のそれぞれの専門分野で、人文・社会・自然にわたる基礎的知識を総合的に用いつつ、それぞれの専門知識と技術を修得し、それらを活用できる。（知識・理解）
- 2) 高い教養と広範な専門性に基づき、広い視野に立って物事を柔軟かつ総合的に判断し、現代の福祉・建築・生活をめぐる諸課題を発見し、分析し、解決する能力を身につけている。（課題探求力・問題解決力）
- 3) 建学の精神—尊敬・責任・自由—により、人間として人格形成を志向し、自己の専門知識と技術を社会のために活かし、社会的責任を果たすことができる。（志向性、社会的責任）
- 4) 学修や実習などによる総合的経験や横断的思考力を活かして、地域社会における福祉・建築・生活に関する諸問題に新たな発想で取り組むことができる。（総合的な学習経験、創造的思考力）
- 5) 達成度評価については、GPA1.8以上を基準とする（達成度の評価）

(4) 教科及び教職に関する科目(生活科学科)

1) 中学校教諭一種・高等学校教諭一種普通免許状を取得するために必要な科目・単位数

区分	ナンバリング	授業科目名	開講単位数	授業の形態			開講期(毎週のコマ数)								資格指定科目		備考
				講義	演習	実習等	1年		2年		3年		4年		家庭	工業	
							前	後	前	後	前	後	前	後			
教科及び教科の指導法に関する科目	TP9401	教科教育法家庭Ⅰ	2	2				1							○		
	TP9402	教科教育法家庭Ⅱ	2	2					1						○		
	TP9403	教科教育法家庭Ⅲ	2	2						1					○		
	TP9404	教科教育法家庭Ⅳ	2	2							1				○		
	TP9501	教科教育法工業Ⅰ	2	2							1					△	
	TP9502	教科教育法工業Ⅱ	2	2								1				△	
教育の基礎的理解に関する科目	GU1123	教育原理Ⅰ	2	2		1									○	△	共通基礎科目
	GU1124	教育心理	2	2			1								○	△	共通基礎科目
	DW2291	教育原理Ⅱ	2	2			1								○	△	
	DW2292	特別支援教育概論	1	1			1								○	△	
	DW2293	教職論	2	2				1							○	△	
	TP9105	教育課程論	2	2				1							○	△	
道徳、総合的な学習の時間等に関する科目及び生徒指導、教育相談等に関する科目	TP9204	道徳教育の理論と方法	2	2					1						○	△	工業は△を全て履修しないことも可能
	TP9203	特別活動・総合的な学習の時間の指導法	2	2						1					○	△	
	TP9205	教育の方法及び技術(情報通信技術の活用含む)	2	2					1						○	△	
	DW2294	進路指導論	1	1						1					○	△	
	DW2295	教育相談論	2	2							1				○	△	
	DW2296	生徒指導論	2	2								1			○	△	
教育実践に関する科目	TP9301	教育実習Ⅰ	1	1							1				○	△	事前指導、事後指導
	TP9302	教育実習Ⅱ	4			4						3週間			○	△	現場実習
	TP9303	教職実践演習(中・高)	2		2								1		○	△	
計			41	35	2	4	1	3	3	5	4	2	0	1			

中学校教諭一種普通免許状取得希望者は以上の外「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例に関する法律」(平成9年法律第90号)に基づく介護等の体験を7日間しなければならない。社会福祉施設における介護等体験5日間、特別支援学校における介護等体験2日間は3年次の前・後期で実施する。合わせて、大学で実施する介護等体験のオリエンテーションにも必ず出席しなければならない。

教育実習Ⅰ・Ⅱについては、別に定める条件を満たさないと履修できない。また、当該科目の単位履修・修得は、同年度におけるⅠ・Ⅱの同時履修・修得を原則とする。

高等学校教諭一種免許状「工業」の免許状のみを取得しようとする者は当分の間、各教科の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の全部又は一部の単位は、当該免許状に係る教科に関する科目についての同数の単位の修得をもってこれに替えることができる(教育職員免許法施行規則 第五条 第1項表・備考六)。

区分	ナンバリング	授業科目名	開講単位数	授業の形態			開講期(毎週のコマ数)								備考
				講義	演習	実習	1年		2年		3年		4年		
							前	後	前	後	前	後	前	後	
特別科目	TP9001	教職キャリアデザインI	2	2									1		他学年生の受講も可※
	TP9002	教職キャリアデザインII	2	2									1		他学年生の受講も可※

※教育職員免許状を取得するための必修ではない。

2) 特別支援学校教諭一種普通免許状を取得するために必要な科目・単位数

区分	ナンバリング	授業科目名	開講単位数	授業の形態			開講期(毎週のコマ数)								備考
				講義	演習	実習	1年		2年		3年		4年		
							前	後	前	後	前	後	前	後	
特別支援教育の基礎理論に関する科目	DS2217	特別支援教育総論	2	2				1							
特別支援教育領域に関する科目	DS2218	知的障害者の心理・生理・病理	2	2				1							
	DS2219	肢体不自由者の心理・生理・病理	2	2				1							
	DS2220	病弱者の心理・生理・病理	2	2				1							
	TP8204	知的障害者教育論	2	2					1						
	TP8205	肢体不自由者教育論	2	2					1						
	TP8206	病弱者教育論	2	2					1						
	TP8207	知的障害者教育総論	2	2						1					
	TP8208	肢体不自由者教育総論	2	2						1					
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	DS2223	重複障害者・学習障害者等の心理・生理・病理	2	2				1							
	TP8302	重複障害者・学習障害者等教育論	2	2					1						
	DS2321	視覚障害者教育総論	2	2						1					
	DS2322	聴覚障害者教育総論	2	2							1				
	TP8305	情緒障害者等教育総論	2	2							1				
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	TP8401	教育実習(特別支援学校)	3			3							1	事前指導・事後指導	
計			33	30	0	3			5	4	3	3	1	2週間 現場実習	

◎特別支援学校教諭免許状を取得する為には、幼、小、中、高いずれかの教諭の普通免許状の取得が必要になる。  
それにとまって、当該教育実習の履修には、幼、小、中、高いずれかの教育実習を履修していることが条件となる。

## 〔社会福祉専攻〕

### 1. 教育課程

#### (1) 人材養成上の目的

社会福祉と介護福祉に関する専門知識と技術を学修し、社会福祉に関する相談援助および介護に関する援助指導の実践能力を有する福祉専門家を養成することが目的であり、社会福祉士および介護福祉士国家試験受験資格、中学校・高等学校教諭（家庭）、特別支援学校教諭の免許状を取得することが可能な教育課程となっています。

#### (2) 教育課程の概要

- 1) 広い視野と高度な福祉専門性を獲得した社会福祉士・介護福祉士を養成すべく、専門科目は3つの学系を有し、その中でも特に生活学系を中心としています。生活学系は、家政学原論を基盤として、社会福祉関係、介護福祉関係の科目を設定しています。生活科学系は衣生活関係、食生活関係、住生活関係の科目（介護福祉必修科目を含む）を設定しています。これに卒業研究を加え構成しています。
- 2) 介護福祉士養成関係科目は主に1年～2年次にわたって開講し、社会福祉士養成関係科目は主に3年～4年次前期にかけて開講しています。カリキュラム全体としては、具体的認識を基盤にして理論や制度の理解に進む順次性を持っています。
- 3) 介護の基本、生活支援技術、介護過程、介護総合演習、介護実習、ソーシャルワークの基盤と専門職、ソーシャルワーク演習・実習指導・実習などの科目は、学年進行に応じて系統的に設定され、社会福祉および介護福祉に関する専門的知識と技術を合理的に修得し、体系だった理解を構築することを目指しています。
- 4) 社会福祉士および介護福祉士としての実践能力は、主としてソーシャルワーク実習や介護実習によって育成します。
- 5) 中学校・高等学校教諭（家庭）および特別支援学校教諭の免許状取得に必要な専門科目の一部は、専攻の専門科目として設定しています。

2. 専門科目

区分	ナンバリング	授業科目名	開講単位数	卒業必修・選択の別		授業の形態			開講期(毎週のコマ数)				資格指定科目				備考		
				必修	選択	講義	演習	実習等	1年		2年		3年		介護福祉	社会福祉		家庭 中高	特別 支援
									前	後	前	後	前	後					
人間学系	DS2101	宗教学的人間学	2		2					1								} いずれか 1科目必修	
	DS2102	哲学的人間学	2		2				1										
生活学系	DS2211	家政学原論Ⅰ	2	2	2				1				○		○	○	○	} ※7科目14単位の 内 2科目4単位必修	
	DS2212	家政学原論Ⅱ	2		2					1					○	○	○		
	DS2413	家族関係学	2		2							1			○	○	○		
	DS2214	生活経営学	2		2				1						○	○	○		
	DS2324	消費生活論	2		2						1				○	○	○		
	DS2315	保育学	2		2						1				○	○	○		
	DS2316	社会福祉調査の基礎	2		2							1			○				
	DW2151	社会福祉原論	2	2	2			1						○	○				
	DW2352	社会保障論	2		2						1				○	○			
	DS2217	特別支援教育総論	2		2					1							○		
	DS2218	知的障害者の心理・生理・病理	2		2						1				○		○		
	DS2219	肢体不自由者の心理・生理・病理	2		2						1						○		
	DS2220	病弱者の心理・生理・病理	2		2						1						○		
	DS2321	視覚障害者教育総論	2		2							1					○		
	DS2322	聴覚障害者教育総論	2		2							1					○		
	DS2223	重複障害者・学習障害者等の心理・生理・病理	2		2						1						○		
	DW2291	教育原理Ⅱ	2		2				1							○	○	○	
	DW2292	特別支援教育概論	1		1	1			1							○	○	○	
	DW2293	教職論	2		2					1						○	○	○	
	DW2294	進路指導論	1		1	1					1					○	○	○	
	DW2295	教育相談論	2		2						1					○	○	○	
	DW2296	生徒指導論	2		2							1				○	○	○	
	DW2301	組織のコミュニケーション	1		1		1					1			○				
	DW2302	チームマネジメント	1		1		1						1		○				
	DW2161	高齢者福祉	2		2				1						○				
	DW2362	児童・家庭福祉	2		2							1			○				
	DW2163	障害者福祉	2		2				1						○				
	DW2164	ソーシャルワークの基盤と専門職	2		2				1						○				
	DW2265	ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	2		2					1					○				
	DW2266	ソーシャルワークの理論と方法	2		2						1				○				
	DW2367	ソーシャルワークの理論と方法(専門)	2		2							1			○				
	DW2368	医学概論	2	2	2							1			○	○			
	DW2369	地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	2		2							1			○				
	DW2370	地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	2		2								1		○				
	DW2471	福祉サービスの組織と経営	2		2								1		○				
	DW2372	貧困に対する支援	2		2								1		○				
	DW2473	保健医療と福祉	2		2								1		○				
	DW2374	権利擁護を支える法制度	2		2								1		○				
	DW2375	刑事司法と福祉	2		2								1		○				
	DW2376	ソーシャルワーク演習	2		2		2					2			○				
DW2377	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅰ	2		2		2						2		○					
DW2478	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅱ	2		2		2							2	○					
DW2379	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	1		1		1					1			○					
DW2380	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	1		1		1						1		○					
DW2481	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	1		1		1						1		○					
DW2382	ソーシャルワーク実習Ⅰ	2		2		2					○			○					
DW2483	ソーシャルワーク実習Ⅱ	4		4		4						○		○					

区 分	ナンバリング	授業科目名	開講 単位数	卒業必修 選択の別		授業の形態			開 講 期 (毎週のコマ数)								資格指定科目					備 考
				必修	選択	講義	演習	実習	1 年		2 年		3 年		4 年		介護福祉	社会福祉	家庭		特別支援	
									前	後	前	後	前	後	前	後			中	高		
	DW2103	介護福祉概論	2	2		2			1							○	○					
	DW2104	介護の基本Ⅰ	2		2	2				1						○	○					
	DW2205	介護の基本Ⅱ	2		2	2					1					○						
	DW2206	介護の基本Ⅲ	2		2	2						1				○						
	DW2307	介護福祉総論Ⅰ	2		2	2							1			○						
	DW2308	介護福祉総論Ⅱ	2		2	2								1		○						
	DW2109	コミュニケーション技術A	2		2	2			1							○						
	DW2410	コミュニケーション技術B	1		1		1							1		○						
	DW2111	生活支援技術A	2		2		2		2							○						
	DW2112	生活支援技術B	2		2		2			2						○						
	DW2213	生活支援技術C	2		2		2				2					○						
	DW2338	生活支援技術(調理)	2		2		2					2				○						
	DW2339	生活支援技術(被服)	1		1		1					1				○						
	DW2115	介護過程Ⅰ	2		2	2			1							○						
	DW2116	介護過程Ⅱ	1		1		1			1						○						
	DW2217	介護過程Ⅲ	2		2		2				2					○						
	DW2218	介護過程Ⅳ	1		1		1					1				○						
	DW2119	介護総合演習Ⅰ	1		1		1		1							○						
	DW2120	介護総合演習Ⅱ	1		1		1			1						○						
	DW2221	介護総合演習Ⅲ	1		1		1				1					○						
	DW2222	介護総合演習Ⅳ	1		1		1					1				○						
	DW2123	介護実習Ⅰ-1	2		2			2	○							○						
	DW2124	介護実習Ⅰ-2	4		4			4		○						○						
	DW2225	介護実習Ⅱ	4		4			4			○					○						
	DW2226	老化の理解	2		2	2					1					○						
	DW2227	老人の心理	2		2	2						1				○						
	DW2128	認知症の理解A	2		2	2			1							○						
	DW2129	認知症の理解B	2		2	2				1						○						
	DW2230	障害の理解	2		2	2						1				○						
	DW2231	こころのしくみと機能	2		2	2						1				○	○					
	DW2332	医療的ケアⅠ	4		4	4							1	1		○						
	DW2433	医療的ケアⅡ	1		1		1							1		○						
	DW2134	こころとからだのしくみA	2		2	2			1							○						
	DW2135	こころとからだのしくみB	2		2	2				1						○						
生活科学系	DS2141	衣生活概論	2		2	2			1							○		○	○	○		
	DS2242	被服管理学	2		2	2						1						○	○	○		
	DS2247	福祉住環境	2		2	2						1				○						
	DW2336	衣造形学演習	2		2		2						2					○	○	○	(被服実習含む)	
	DS2143	食生活概論	2		2	2			1								○		○	○	○	
	DS2244	食品栄養学	2		2	2						1							○	○	○	
	DW2337	調理学演習	2		2		2						2						○	○	○	(実習含む)
卒業研究	DS2145	住生活概論	2		2	2			1									○	○	○		
	DS2361	卒業研究Ⅰ	4	4			4						1	1								
	DS2462	卒業研究Ⅱ	4	4			4							1	1							
計		93 科目	182	16	166	124	39	19	12	14	19	10	21	15	9	1						

- (注) 1. 社会福祉主事任用資格取得のためには、以下の5科目から3科目取得する必要がある。  
「社会福祉原論」「社会保障論」「高齢者福祉」「児童・家庭福祉」「障害者福祉」
2. GPA活用
- ①進級の要件への利用（下記3、進級の要件に記載）
  - ②学習指導への利用：GPA1.6未満学生への個別指導
  - ③前年度成績優秀者（GPA2.5以上）には、年間60単位を越えない範囲での単位取得を認める。
3. 建築デザイン専攻の開講科目についても、履修することができる。

### 3. 進級の要件

社会福祉専攻では、下記①から③の要件を満たすことによって2年次から3年次へ進級することができるものとする。

- ①GPA1.6以上
  - ②「学生生活と社会Ⅰ～Ⅳ」単位修得済み（編入生は含まない）
  - ③専門科目36単位以上修得済み
  - ④「社会福祉原論」「介護福祉概論」「ソーシャルワークの基盤と専門職」単位修得済み
- ※単位修得という用語は、教育職員免許法等を参照のこと。

### 4. 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

社会福祉専攻のディプロマ・ポリシーを次の通り定めています。

- (1) 介護福祉や社会福祉教育の3領域において、それぞれに必要な広範な専門的知識と技術を修得し、それらに応用できる。（知識・理解）
- (2) 基礎知識と専門的知識により、高齢者や障がい者（児）などを取り巻く社会環境を多面的かつ総合的に把握し、社会福祉教育および介護福祉をめぐる様々な問題に対処できる論理的思考力と問題解決へ導く能力を身につけている。（論理的思考力、問題解決力）
- (3) 他者を援助し、他者と協調できる人格形成を志向し、福祉を通して、社会的責任を果たそうとする態度と倫理観を身につけている。（倫理観、社会的責任）
- (4) 実習、地域交流活動、卒業研究などによる総合的経験と横断的思考力を活かして、地域の福祉や生活をめぐる課題を解決する能力を身につけている。（総合的な学習経験、創造的思考力）

## 〔建築デザイン専攻〕

### 1. 教育課程

#### (1) 人材養成上の目的

住生活のあり方および建築物の本質を探究し、専門知識と技術と実践力を有し、自然との共生可能な住環境を創造できる建築専門家を養成することが目的であり、一級建築士・二級建築士国家試験受験資格、インテリア設計士、福祉住環境コーディネーター、商業施設士、中学校・高等学校教諭（家庭）、高等学校教諭（工業）、特別支援学校教諭の資格・免許状の取得が可能な教育課程となっています。

#### (2) 教育課程の概要

- 1) 専門科目は3つの学系を有しながらも、技術の理論的支柱を重視して、特に生活科学系が中心となっています。生活学系は、家政学原論、生活学原論において家・住まいの本質にかかわる「住むこと」の人間学的意味を理解します。生活科学系には、衣生活・食生活関係科目、住生活・建築関係科目、環境関係科目を開設しています。加えて職業指導科目があります。そして、獲得した知の総合と表現を目指して、卒業研究があります。
- 2) 住生活・建築関係科目の殆どが、学年進行と内容に応じて1年～4年次まで雁行形態に編成しており、建築に関する専門的知識と技術を系統的に修得することができます。このことにより、一級建築士・二級建築士・その他の建築関係資格の受験資格を取得することが可能になっています。
- 3) 一級建築士および二級建築士に向けての実践力の育成は、1年～4年次までの建築設計製図において集中して行われます。3年次から、学生各自のオリジナル設計を創作します。
- 4) 建築士としての資質およびセンスの育成のために、授業の他に、著名な建築物の視察、建築現場の視察・研修、高名な建築家による講演の聴講などを行っています。
- 5) 中学校・高等学校教諭（家庭）および高等学校教諭（工業）、特別支援学校教諭の免許状取得に必要な専門科目の一部は、専攻の専門科目として設定しています。

## 2. 専門科目

区分	ナンバリング	授業科目名	開講単位数	卒業必修・選択の別		授業の形態			開 講 期 (毎週のコマ数)								資格指定科目				備 考	
				必修	選択	講義	演習	実習等	1 年		2 年		3 年		4 年		建築士	家庭		工業		特別支援
									前	後	前	後	前	後	前	後		中	高			
人間学系	DS2101	宗教学的人間学	2	※	2	2				1										※いずれか1科目必修		
	DS2102	哲学的人間学	2	※	2	2				1												
生活学系	DS2211	家政学原論Ⅰ	2	2	2				1							○	○	○				
	DS2212	家政学原論Ⅱ	2	2	2					1						○	○	○				
	DS2413	家族関係学	2	2	2							1				○	○	○				
	DS2214	生活経営学	2	2	2				1							○	○	○	(家庭経済学を含む)			
	DS2324	消費生活論	2	2	2						1					○	○	○	商業施設士必修			
	DS2316	社会福祉調査の基礎	2	2	2							1										
	DS2315	保 育 学	2	2	2						1					○	○	○	(実習及び家庭看護含む)			
	DS2217	特別支援教育総論	2	※	2	2				1									○	※7科目14単位の内 2科目4単位必修		
	DS2218	知的障害者の心理・生理・病理	2	※	2	2				1									○			
	DS2219	肢体不自由者の心理・生理・病理	2	※	2	2				1									○			
	DS2220	病弱者の心理・生理・病理	2	※	2	2				1									○			
	DS2321	視覚障害者教育総論	2	※	2	2						1							○			
	DS2222	聴覚障害者教育総論	2	※	2	2						1							○			
	DS2223	重複障害者・学習障害者等の心理・生理・病理	2	※	2	2				1									○			
	DW2291	教育原理Ⅱ	2	2	2				1							○	○	△	○	工業は△を履修しないことも可能		
	DW2292	特別支援教育概論	1	1	1				1							○	○	△	○			
	DW2293	教 職 論	2	2	2					1						○	○	△	○			
	DW2294	進路指導論	1	1	1						1					○	○	△	○			
	DW2295	教育相談論	2	2	2						1					○	○	△	○			
DW2296	生徒指導論	2	2	2							1				○	○	△	○				
生活科学系	DS2141	衣生活概論	2	2	2				1						○	○	○					
	DS2142	被服管理学	2	2	2						1				○	○	○					
	DA2272	衣造形学演習	2	2	2		2			2					○	○	○		(被服実習含む)			
	DS2143	食生活概論	2	2	2				1						○	○	○					
	DS2244	食品栄養学	2	2	2					1					○	○	○					
	DA2373	調理学演習	2	2	2		2				2				○	○	○		(実習含む)			
	DS2145	住生活概論	2	2	2				1						○	○	○	○				
	DA2101	建築計画Ⅰ	2	2	2					1					○			○				
	DA2202	建築計画Ⅱ	2	2	2						1				○			○				
	DA2203	建 築 史	2	2	2						1				○			○				
	DA2104	インテリアデザイン	2	2	2					1					○			○				
	DA2305	地域防災計画	2	2	2							1			○			○				
	DA2406	家族建築学	2	2	2								1		○			○				
	DA2321	建築環境工学Ⅰ	2	2	2						1				○			○				
	DA2322	建築環境工学Ⅱ	2	2	2							1			○			○				
	DA2423	建 築 設 備	2	2	2								1		○			○				
	DA2231	建築法規Ⅰ	2	2	2						1				○			○				
	DA2332	建築法規Ⅱ	2	2	2							1			○			○				
	DA2141	建築構造Ⅰ	2	2	2					1					○			○				
	DA2242	建築構造Ⅱ	2	2	2						1				○			○				
	DA2243	構造力学Ⅰ	2	2	2						1				○			○				
	DA2244	構造力学Ⅰ演習	2	2	2		2				1				○			○				
	DA2245	構造力学Ⅱ	2	2	2							1			○			○				
	DA2246	構造力学Ⅱ演習	2	2	2		2					1			○			○				
DA2251	建築材料学	2	2	2							1			○			○					

区 分	ナンバリング	授業科目名	開講 単位数	卒業必修・ 選択の別		授業の形態			開 講 期 (毎週のコマ数)								資格指定科目				備 考	
				必修	選択	講義	演習	実習	1 年		2 年		3 年		4 年		建築士	家庭		工業		特別支援
									前	後	前	後	前	後	前	後		中	高			
生活科学系	DA2352	建 築 施 工	2	2	2							1				○			○			
	DA2374	統 計 学	2	2	2							1										
	DA2375	人 間 環 境 学	2	2	2								1									
	DA2476	人 間 環 境 学 実 験	1	1			1							1								
	DA2124	色 彩 学	2	2	2		1															
	DS2247	福 祉 住 環 境	2	2	2				1													
	DA2161	建 築 設 計 製 図 I	4	4		4		2								○						
	DA2262	建 築 設 計 製 図 II A	4	4		4		2								○						
	DA2263	建 築 設 計 製 図 II B	4	4		4			2							○						
	DA2364	建 築 設 計 製 図 III A (フィールドワークを含む)	4	4	4	4					2					○						
	DA2365	建 築 設 計 製 図 III B (フィールドワークを含む)	6	6	6	6						3				○						
	DA2466	建 築 設 計 製 図 IV A (フィールドワークを含む)	6	6	6	6							3			○						
	DA2467	建 築 設 計 製 図 IV B (フィールドワークを含む)	4	4	4	4								2		○						
	DA2408	リノベーション計画	2	2	2								1									
	DA2309	ウッドワーキング・クラフトデザイン演習	2	2	2	2					1											
DA2391	工 業 概 論	2	2	2							1							※	} ※いずれか 1科目必修			
DA2392	工 業 基 礎 技 術	2	2	2							1							※				
職業指導	DA2493	職 業 指 導	2	2	2							1						○				
卒業研究	DS2361	卒 業 研 究 I	4	4		4					1	1										
	DS2462	卒 業 研 究 II	4	4		4							1	1								
計		67 科 目	153	36	117	102	50	1	4	9	19	10	13	13	9	3						

(注) 1. GPA 活用

- ①進級の要件への利用（下記3. 進級要件に記載）
- ②学習指導への利用：GPA1.6 未満学生への個別指導
- ③前年度成績優秀者（GPA2.5 以上）には、年間 60 単位を越えない範囲での単位取得を認める。

2. 住生活概論は、「家庭」と「工業」の両方を取得しようとする者は、「家庭」の必修科目として取扱い、「工業」のみを取得する者は、必修科目として扱うことができる。
3. 社会福祉専攻の開講科目についても、履修することができる。（ただし、実習関係の科目は除く。）

3. 進級の要件

建築デザイン専攻では、下記①から③の条件を満たすことによって2年次から3年次へ進級することができるものとする。

- ① GPA1.6 以上
- ② 「学生生活と社会 I～IV」単位修得済み（編入生は含まない）
- ③ 専門科目 36 単位以上修得済み
- ④ 「建築設計製図 I・II」単位修得済み

4. 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

建築デザイン専攻のディプロマ・ポリシーを次の通り定めています。

- 1) 建築分野において、一級建築士および二級建築士、その他の建築関係資格取得者として必要な広範な専門的知識と技術を修得し、それらを活用できる。（知識・理解）
- 2) 基礎知識と専門的知識により、住居や建築に関する問題を科学的根拠に基づいて論理的に思考し、解決できる。（論理的思考力、問題解決力）
- 3) 自然を尊重し、自然と共生可能な住環境の創造を志向し、人間と社会と自然の永続的存続という社会的責任を果たすことができる。（倫理観、社会的責任）
- 4) 建築物の視察、建築現場の視察・研修、卒業研究などによる総合的経験を活かし、地域の建築が抱える課題を広い知性と新たな発想で解決できる能力を身につけている。（総合的な学習経験、創造的思考力）

## (5) 免許状（証）及び資格等を取得するための教育課程

生活科学科においては、次に示すような各種免許状（証）及び資格を取得するための課程が認定されており、それに必要な授業科目が開設されている。なお、このために本学科において修得しなければならない授業科目及び単位については、1.生活科学科教育課程のカリキュラム表及び(注)に明記してあるのでよく注意すること。

学 科	取 得 可 能 な 免 許 状 及 び 免 許 証 等
生 活 科 学 科	社会福祉専攻：中学校教諭一種普通免許状「家庭」、高等学校教諭一種普通免許状「家庭」、特別支援学校教諭一種普通免許状、社会福祉士国家試験受験資格、介護福祉士国家試験受験資格、社会福祉主事（任用資格） 建築デザイン専攻：中学校教諭一種普通免許状「家庭」、高等学校教諭一種普通免許状「家庭」・「工業」、特別支援学校教諭一種普通免許状、一級建築士及び二級建築士国家試験受験資格、インテリアプランナー・インテリア設計士（在学中受験可）、建築設備士（受験資格）、商業施設士（在学中に資格取得）

## (6) 関係法令等の抜粋

この手引きは、各学生が本学のそれぞれの学科を卒業するために必要な単位及びそれらを修得するための諸規程・手続きについて述べてきたが、ここではそれらの基礎となっている関係諸法令の重要部分の抜粋を示す。各自に関係ある部分は熟読してよく理解すること。

### 1) 大学に関するもの

○学校教育法（昭和22年3月31日 法律第26号）（令和1年6月改正）

第83条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

2. 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

○学校教育法施行規則（昭和22年5月23日 文部省令第11号）（令和1年8月改正）

第142条 大学（短期大学並びに大学院を除く。）の設備、編制、学部及び学科に関する事項、教員の資格に関する事項（略）、その他大学の設置に関する事項は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）（略）の定めるところによる。

第161条 短期大学を卒業した者は、編入学しようとする大学（短期大学を除く。）の定めるところにより、当該大学の修業年限から、卒業した短期大学における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。

○大学設置基準（昭和31年10月22日 文部省令第28号）（令和6年9月改正）

第21条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

2. 前項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第25条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

3. 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

## 2) 教育職員免許状に関するもの

本学は、教育職員免許法（昭和24年5月31日 法律第147号）第5条第1項の規定に基く、免許状の所要資格を得させるための正規の課程としての認可を受け、昭和41年4月より中学校教諭一種普通免許状「家庭」及び高等学校教諭一種普通免許状「家庭」を、平成24年4月より高等学校教諭一種普通免許状「工業」を、平成19年4月より栄養教諭一種普通免許状を、令和3年4月より特別支援学校教諭一種普通免許状を得させるための課程を設け、それに必要な授業科目を開設している。また、昭和43年4月より上記各免許状の所有資格を得させるための聴講生（科目等履修生）の課程としての認可を受け卒業生及び一般の人々の免許状取得又は上進に資している。以下関係法令の抜粋を記す。

### ○教育職員免許法（昭和24年5月31日 法律第147号）（令和1年6月改正）

第1条 この法律は、教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする。

第2条 この法律において「教育職員」とは、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（第三項において「第一条学校」という。）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。以下同じ。）の主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、（略）、及び講師（以下「教員」という。）をいう。

第5条 普通免許状は、別表第1、第2若しくは第2の2に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第1、第2若しくは第2の2に定める単位を修得した者又は教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

- 一、18歳未満の者
  - 二、高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めたと者を除く。
  - 三、禁錮以上の刑に処せられた者
  - 四、第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
  - 五、第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
  - 六、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
2. 前項本文の規定にかかわらず、別表第一から別表第二の二までに規定する普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過した者に対する普通免許状の授与は、その者が免許状更新講習（第九条の三第一項に規定する免許状更新講習をいう。以下第九条の二までにおいて同じ。）の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にある場合に限り、行うものとする。
7. 免許状は、都道府県の教育委員会（以下「授与権者」という。）が授与する。

別表第1（第5条、第5条の2関係）

第1欄		第2欄	第3欄	
免許状の種類		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数	
			教科及び教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
特別支援学校教諭	一種免許状	学士の学位を有すること及び、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		26

備考 1. この表における単位の履修方法については、文部科学省令で定める（別表第2から第8までの場合においても同様とする。）。

1の2. 文部科学大臣は、前号の文部科学省令を定めるに当たっては、単位の修得方法が教育職員として必要な知識及び技能を体系的かつ効果的に修得させるものとなるように配慮するとともにあらかじめ第16条の3第4項の政令で定める審議会等の意見を聴かななければならない（別表第2から別表第8までの場合においても同様とする。）。

2. 第2欄の「修士の学位を有すること」には学校教育法第104条第3項に規程する文部科学大臣の定める学位を有する場合又は大学（短期大学を除く。第6号及び第7号において同じ。）の専攻科若しくは文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に1年以上在学し、30単位以上を修得した場合を含むものとする（別表第2及び別表第2の2の場合においても同様とする。）。

2の2. 第2欄の「学士の学位を有すること」には、学校教育法第104条第2項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授されるものに限る。）を有する場合又は文部科学大臣が学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第2の場合においても同様とする。）。

4. この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状もしくは一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第2及び別表第2の2の場合においても同様とする。）。

5. 第3欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第2及び別表第2の2の場合においても同様とする。）。

イ、 文部科学大臣が第16条の3第4項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの

ロ、 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関する科目として適当であると認めるもの

6. 前号の認定課程には、第3欄に定める科目の単位のうち、教科及び教職に関する科目（教員の職務の遂行に必要な基礎的な知識技能を修得させるものとして文部科学省令で定めるものに限る。）又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程を含むものとする。
7. 専修免許状に係る第3欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれ一種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする（別表第2の2の場合においても同様とする。）。
8. 一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）に係る第3欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれ二種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

○教育職員免許法施行規則（昭和29年10月27日 文部省令第26号）（令和1年6月改正）

第1条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）別表第1から別表第8までにおける単位の修得方法等に関しては、この章の定めるところによる。

第1条の2 免許法別表第1から別表第8までにおける単位の計算方法は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項及び第3項（略）、短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第7条第2項及び第3項（略）に定める基準によるものとする。

第1条の3 免許法別表第1備考第2号の規定により専修免許状に係る基礎資格を取得する場合の単位の修得方法は、大学院における単位の修得方法の例によるものとする。

第4条 免許法別表第1に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第1欄	最低修得単位数																
	第2欄	第3欄					第4欄				第5欄	第6欄					
教科及び教職に関する科目	教科及び教職に関する科目	教育の基礎的理科解に目					道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目				教育実践に関する科目	大学が独自に定める科目					
右項の各科目に含めることが必要な事項	教科に関する専門的事項	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	道徳の理論及び指導法	総合的な学習の時間の指導法	特別活動の指導法	生徒指導の理論及び方法	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	教育実践	教職実践演習
専修免許状	28	10 (6)					10 (6)				5(3)	2	28				
一種免許状	28	10 (6)					10 (6)				5(3)	2	4				
二種免許状	12	6 (3)					6 (4)				5(3)	2	4				

備考 一、 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上修得するものとする。

ヌ、 家庭 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、被服学（被服実習を含む。）、食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、住居学、保育学

二、 前号に掲げる教科に関する専門的事項は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。

五、 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は、学校教育法施行規則第74条に規定する中学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

七、 教育実習は、中学校、小学校及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。次条第一項の表備考第3号の場合においても同じ。）の教育を中心とするものとする。

第5条 免許法別表第1に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。

第1欄	最低修得単位数								
	第2欄	第3欄			第4欄		第5欄	第6欄	
教科及び 教職に 関する 科目	教科及び 指に 関する 科目	教育の 基礎的 理解に 関する 科目			道徳、総合的な学習の 時間等指導、教育相 談等に関する科目		教育実践に 関する科目	大学が 独自に 設定す る科目	
右項の各科目に含めること が必要な事項	教科に関する専門的 事項 （各教科の指導法（情報機器及び 教材の活用を含む。））	教育の理念並びに教育に 関する歴史及び思想 （各教科の指導法（情報機器及び 教材の活用を含む。）） 教育課程の意義及び編成の 方法（カリキュラム・マネジ メントを含む。） 特別の支援を必要とする 幼児、児童及び生徒の 発達及び学習の過程 教育に関する社会的、 制度的又は経営的事 項（学校と地域との 連携及び学校安全への 対応を含む。） 教職の意義及び教員 の役割・職務内容（チ ーム学校運営への 対応を含む。）			総合的な学習の時間 の指導法 （カリキュラム・マネ ジメントを含む。） 特別活動の指導法 （カリキュラム・マネ ジメントを含む。） 教育の方法及び技術 （情報機器及び教材 の活用を含む。） 生徒指導の理論及び 方法 （カリキュラム・マネ ジメントを含む。） 教育相談（カウンセ リング）に関する基 礎的な知識を含む。） の理論及び方法		進路指導及び キャリア教育 の理論及び方法	教職実践演習	
専修免許状	24	10			8		3(2)	2	36
一種免許状	24	10			8		3(2)	2	12

備考 一、 教科に関する専門事項に関する科目の単位の修得方法は免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ一単位以上修得するものとする。

ワ、 家庭 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、被服学（被服実習を含む。）、食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、住居学、保育学

タ、 工業 工業の関係科目、職業指導

二、 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は、学校教育法施行規則第84条に規定する高等学校学習要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

三、 教育実習は、高等学校及び中学校の教育を中心とするものとする。

四、 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあつては8単位まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実習並びに教職実践演習にあつてはそれぞれ2単位まで、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通の免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。

六、 工業の普通免許状の授与を受ける場合は、当分の間、各教科の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（専修免許状に係る単位数については、免許法別表第1備考第7号の規定を適用した後の単位数）の全部又は一部の単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。

○特別支援教育に関する科目の単位の修得方法

第7条 免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

特別支援教育に関する科目 免許状の種類		最低修得単位数				
		第1欄	第2欄		第3欄	第4欄
		特別支援教育の 基礎理論に 関する科目	特別支援教育領域に 関する科目		免許状に定められること となる特別支援教育領域 以外の領域に関する科目	
び 童 心 身 に 障 害 の あ る 幼 児 、 児 童 又 は 生 徒 の 心 理 、 生 理 及 び 病 理 に 関 す る 科 目	法 又 は 心 身 に 障 害 の あ る 幼 児 、 児 童 又 は 生 徒 の 教 育 課 程 及 び 指 導 に 関 す る 科 目		び 童 心 身 に 障 害 の あ る 幼 児 、 児 童 又 は 生 徒 の 心 理 、 生 理 及 び 病 理 に 関 す る 科 目	法 又 は 心 身 に 障 害 の あ る 幼 児 、 児 童 又 は 生 徒 の 教 育 課 程 及 び 指 導 に 関 す る 科 目		
特別支援 学校教諭	一種免許状	2	16	5	3	

備考 一、 第1欄に掲げる科目は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。

二、 第2欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、一又は二以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。次項において同じ。）について、それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。

ロ、 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて四単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位）以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位）以上を含む。）

三、 第3欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。

## 2. 食物栄養学科 教育課程

### (1) 教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）

国民の健康づくりを支える食と健康の専門家として、高度の知識と実践的技能を修得した管理栄養士・栄養士を養成することを目標としています。

- 1) 1年次には食と栄養並びに人体に関する基礎的な専門科目を学修します。併行して共通基礎科目と自然科学系の専門基礎分野の科目を中心として学びます。
- 2) 2年次には専門科目の中でも基礎的な内容が主となる専門基礎分野の科目を主体とし、実験や実習科目を多く学びます。
- 3) 3年次には実習科目が多くなり、その仕上げとして管理栄養士・栄養教諭・食品衛生などの業務を実体験する学外実習を実施します。
- 4) 4年次には食と健康に関する専門教育として、研究心をもって社会に貢献するよう卒業研究に取り組みます。そのほか、少数の専門科目、管理栄養士国家試験の準備を行う特別演習を履修します。
- 5) 本学科を卒業すると栄養士免許と共に、食品衛生管理者並びに食品衛生監視員の任用資格が付与されます。さらに指定された単位を修得すると管理栄養士国家試験受験資格が得られます。
- 6) 教職課程の科目を履修すると、栄養教諭一種免許状が得られます。

### (2) 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

本学科所定の単位を修得し、以下の知識、能力等を身に付けた学生に対して卒業を認定し、学士（家政学）の学位を授与します。学位授与の基準となる学修成績はGPA1.8以上を原則とする。

- 1) 管理栄養士を目指して、十分に研鑽を積んでいる。
- 2) 栄養士として必要な知識・技能を有しており、自らの食生活に応用することができる。
- 3) 食、栄養や健康に関わる知識と技術を社会で応用できる。
- 4) 新しいIT技術の習得やコミュニケーション能力の向上に努める。
- 5) 食と健康の専門的職業人としての責任感を養う。
- 6) 食品衛生の専門家（食品衛生管理者・食品衛生監視員、いずれも任用資格）として、食品の製造加工の過程における衛生上の管理と指導ができる。

### (3) 進級の要件

2年次修了時の成績において、下記①と②の条件を満たすことによって3年次へ進級することができるものとする。

- ①修得単位の合計が65単位以上であること。
- ②GPA1.6以上であること。

### (4) 管理栄養士課程の履修条件（平均点と未修得科目数の設定）

進級要件を満たし、更に以下の条件のすべてを満たすこと。

- 1) 2年終了時に修得科目のGPAが2.0以上であること。
- 2) 2年終了時に専門科目で未修得科目が3科目以下であること。  
ただし、臨床栄養学Ⅰ・Ⅱ、臨床栄養学実習Ⅰ、公衆栄養学Ⅰの単位は取得していること。
- 3) なお、編入生については、上記の条件の適用外とする。
- 4) さらに、管理栄養士国家試験を受験する者は、GAP2.5以上を目標とする。

### (5) 成績優秀者（前年度 GPA3.0 以上）には、年間 60 単位以内での単位取得を認める。

(6) 共通基礎科目

区分	ナンバリング	授業科目名	開講単位数	卒業必修・選択の別			授業の形態			開講期(毎週のコマ数)								資格及び学科指定科目		備考
				必修	選択	講義	演習	実習等	1年		2年		3年		4年		教職	食物栄養		
									前	後	前	後	前	後	前	後				
人間学系	GU1101	宗教学的人間論	2	2		2			1											
	GU1102	哲学的人間論	2	2		2			1											
	GU1103	倫理学的人間論	2		2	2				1										
	GU1104	心理学的人間論	2		2	2			1											
	GU1105	生物学的人間論	2		2	2				1										
	GU1123	教育原理 I	2		2	2			1								○			
	GU1124	教育心理	2		2	2				1							○			
生活学系	GU1106	生活学的政治論	2		2	2			1											
	GU1107	生活学的法律論	2		2	2				1										
	GU1108	生活学的社会論	2		2	2			1											
	GU1109	生活学的経済論	2		2	2			1											
	GU1110	日本国憲法	2		2	2			1								○			
生活科学系	GU1111	生活生物学	2		2	2			1											
	GU1112	生活化学	2		2	2			1								○			
	GU1113	生活物理学	2		2	2				1										
	GU1114	数理・データサイエンス基礎	2		2	2				1										
語学系	GU1115	国語表現法 I	2	2			2		1											
	GU1116	国語表現法 II	2		2		2			1										
	GU1117	総合英語 I	2		2		2		1								○			
	GU1201	総合英語 II (ベーシック)	2		2		2				1									
	GU1202	総合英語 II (アドバンス)	2		2		2				1									
	GU1118	実用英語 I	2		2		2			1										
	GU1203	実用英語 II	2		2		2					1								
	GU1301	専門英語(生活)	2		2		2						1							
	GU1302	専門英語(栄養)	2		2		2						1							
健康学系	GU1303	英会話	2		2		2						1							
	GU1119	運動健康論	2		2		2		1	1							○	(実技を含む)		
	GU1120	情報処理演習	2		2		2		1								○			
キャリア系	GU1121	キャリアデザイン I	2		2	2				1										
	GU1122	キャリアデザイン II	1		1	1						(1)						※		
特別科目	GU1901	学生生活と社会 I	1	1			1		1									他短大からの編入生等は4単位必修		
	GU1902	学生生活と社会 II	1	1			1			1										
	GU1903	学生生活と社会 III	1	1			1				1									
	GU1904	学生生活と社会 IV	1	1			1					1								
	GU1905	学生生活と社会 V	1	1			1						1							
	GU1906	学生生活と社会 VI	1	1			1							1						
	GU1907	学生生活と社会 VII	1	1			1								1					
	GU1908	学生生活と社会 VIII	1	1			1									1				
計		32 科目	67	14	53	35	32		15	11	3	2	3	2	1	1				

○は必修科目。 ※は就職部が運営する就職支援科目。 ●編入生は、生活化学を選択科目とする。

総合英語 II に関する履修上の注意

総合英語 II は、ベーシックとアドバンスがある。ベーシックは総合英語 I で60点以上、アドバンスは総合英語 I で70点以上取得が受講条件となる。また、70点以上の場合、ベーシック・アドバンスのどちらでも受講可能となる。

単位互換制度

郡山女子大学短期大学部をはじめ、学園内に設置されている放送大学等、県内15大学・短大間での単位互換の制度がある。ここで修得した単位は共通基礎科目の単位に換算される。

(7) 専門科目

1) 専門基礎分野

区分	ナンバリング	授業科目名	開講単位数	卒業必修・選択の別		授業の形態			開講期(毎週のコマ数)								資格	
				必修	選択	講義	演習	実習等	1年		2年		3年		4年		栄養士	管理
									前	後	前	後	前	後	前	後		
社会・環境と健康	FN2210	公衆衛生学	2	2		2						1						
	FN2411	人間環境学	2	2		2								1				
	FN2112	社会福祉学	2	2		2			1									
	FN2313	公衆衛生学実習	1	1				1				2						
人体の構造と機能疾病の成り立ち	FN2120	解剖生理学Ⅰ	2	2		2			1									
	FN2121	解剖生理学Ⅱ	2	2		2				1								
	FN2322	運動生理学	2		2	2							1				○	
	FN2323	運動指導実習	1		1			1						2			○	○
	FN2224	臨床医学Ⅰ	2	2		2					1							
	FN2225	臨床医学Ⅱ	2	2		2						1						
	FN2126	病理学	2		2	2				1								○
	FN2227	生化学Ⅰ	2	2		2					1							
	FN2328	生化学Ⅱ	2		2	2							1					○
	FN2129	微生物学	2	2		2				1								
	FN2230	解剖生理学実験Ⅰ	1	1					1			2						
	FN2231	解剖生理学実験Ⅱ	1		1				1			2					○	○
	FN2232	生化学実験	1	1					1			2						
食物と健康	FN2140	食物学概論	2	2		2			1									
	FN2141	食品学Ⅰ	2	2		2				1								
	FN2242	食品学Ⅱ	2	2		2					1							
	FN2343	食品衛生学	2	2		2						1						
	FN2144	調理学	2	2		2			1									
	FN2245	食品学実験Ⅰ	1	1					1		2							
	FN2246	食品学実験Ⅱ	1	1					1			2						
	FN2347	食品衛生学実験	1	1					1					2				
	FN2148	調理学実習Ⅰ	1	1					1	2								
	FN2149	調理学実習Ⅱ	1	1					1		2							
計		27科目	44	36	8	34		10	5	9	9	4	4	5	1			

2) 専門分野

区分	ナンバリング	授業科目名	開講単位数	卒業必修・選択の別		授業の形態			開講期(毎週のコマ数)								資格		備考
				必修	選択	講義	演習	実習	1年		2年		3年		4年		栄養士	管理	
									前	後	前	後	前	後	前	後			
基礎栄養学	FN2150	基礎栄養学	2	2		2				1									
	FN2251	基礎栄養学実習	1	1				1		2									
応用栄養学	FN2252	応用栄養学Ⅰ	2	2		2				1									
	FN2253	応用栄養学Ⅱ	2	2		2					1								
	FN2254	応用栄養学Ⅲ	2		2	2					1					○	○		
	FN2255	応用栄養学実習	1	1				1		2									
栄養教育論	FN2260	栄養教育論Ⅰ	2	2		2					1								
	FN2361	栄養教育論Ⅱ	2	2		2						1							
	FN2162	食文化・食行動論	2		2	2		1								○	○		
	FN2263	栄養情報処理実習	1	1					1		2								
	FN2364	栄養教育論実習	1	1				1				2							
栄養教諭論	FN2265	栄養教諭論Ⅰ	2		2	2					1								
	FN2266	栄養教諭論Ⅱ	2		2	2						1							
臨床栄養学	FN2270	臨床栄養学Ⅰ	2	2		2					1								
	FN2271	臨床栄養学Ⅱ	2		2	2						1					○		
	FN2372	栄養管理学Ⅰ	2	2		2						1							
	FN2373	栄養管理学Ⅱ	2		2	2							1						
	FN2274	臨床栄養学実習Ⅰ	1	1				1			2								
	FN2375	臨床栄養学実習Ⅱ	1	1				1				2							
公衆栄養学	FN2276	公衆栄養学Ⅰ	2	2		2						1							
	FN2377	公衆栄養学Ⅱ	2		2	2							1				○		
	FN2378	公衆栄養学実習	1	1				1				2							
給食経営管理論	FN2180	経営管理学	2	2		2			1										
	FN2281	給食管理学	2	2		2					1								
	FN2382	給食管理実習(学内)	1	1				1				2							
総合演習	FN2383	総合演習Ⅰ	1		1		1					1					○		
	FN2384	総合演習Ⅱ	1		1		1						1				○		
臨地実習	FN2385	給食管理実習(校外)	1	1			1					1週							
	FN2386	臨地実習	3		3		3					3週					○		
特別演習	FN2390	特別演習Ⅰ	2		2		2					1	1			○	○	} 2単位以上	
	FN2491	特別演習Ⅱ	2		2		2						1	1		○	○		
	FN2492	特別演習Ⅲ	2		2		2						1	1		○	○		
卒業研究	FN2493	卒業研究	4		4		4						4	4		○			
計		33科目	58	29	29	34	8	16	1	2	6	12	13	3 (4週)	6	6			

(注) 1. 管理栄養士国家試験受験資格を得ようとする者は、運動指導実習から臨地実習まで(栄養教諭論Ⅰ、栄養教諭論Ⅱは除外する)の選択科目21単位をすべて修得し、かつ特別演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの6単位のうち2単位以上を修得することが必要である。

2. 資格に記載する「栄養士」については、栄養士課程で選択可能な科目を指す。

○印の科目選択を推奨する。

3. 給食管理実習（校外）、臨地実習（保健所・病院）を行うにあたっての条件

(1) 給食管理実習（校外）

- 1) 総合演習Ⅰを受講済であること。
- 2) 給食管理学、経営管理学、給食管理実習（学内）の単位を修得していること。

(2) 臨地実習（保健所）

- 1) 総合演習Ⅰを受講済であること。
- 2) 3年前期開講の科目は定期試験を受験済みであること。

(3) 臨地実習（病院）

- 1) 総合演習Ⅱを受講していること。
- 2) 3年前期開講の科目は定期試験を受験済みであること。

(8) 家政学関係科目

区 分	ナンバリング	授業科目名	開講単位数	卒業必修・選択の別			授業の形態			開 講 期 (毎週のコマ数)								資格	
				必修	選択	講義	演習	実習等	1 年		2 年		3 年		4 年				
									前	後	前	後	前	後	前	後	栄養士	管理	
家庭経営学	FN2201	家政学原論Ⅰ	2	2		2					1								
	FN2202	家政学原論Ⅱ	2		2	2						1						○	
	FN2403	家族関係学	2		2	2								1				○	
保育学	FN2404	保育学	2		2	2								1				○	
計		4 科目	8	2	6	8				1	1				2				
合 計		64 科目	110	67	43	76	8	26	6	11	16	17	18	8 (4週)	9	6			

(9) 教科及び教職に関する科目(食物栄養学科) 栄養教諭一種免許状を取得するために必要な科目・単位数

科 目	ナンバリング	授業科目	開講単位数	授業の形態			開 講 期 (毎週のコマ数)								備 考		
				講義	演習	実習等	1 年		2 年		3 年		4 年				
							前	後	前	後	前	後	前	後			
栄養に係る教育に関する科目	FN2265	栄養教諭論Ⅰ	2	2				1									
	FN2266	栄養教諭論Ⅱ	2	2					1								
教育の基礎的理解に関する科目	GU1123	教育原理Ⅰ	2	2		1											共通基礎科目
	GU1124	教育心理	2	2			1										共通基礎科目
	TP9301	特別支援教育概論	1	1							1						
	TP9202	教 職 論	2	2				1									
	TP9303	教育課程論	2	2							1						
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	TP9304	道徳教育の理論と方法	2	2								1					
	TP9305	特別活動・総合的な学習の時間の指導法	2	2							1						
	TP9306	教育の方法及び技術(情報通信技術の活用含む)	2	2								1					
	TP9307	生徒指導論	2	2							1						
	TP9208	教育相談論	2	2						1							
教育実践に関する科目	TP9409	栄養教育実習Ⅰ	1	1									1				事前指導・事後指導
	TP9410	栄養教育実習Ⅱ	1			1							1週				現場実習
	TP9411	教職実践演習(栄養教諭)	2		2									1			
単位数		合 計	27	24	2	1	1	1	2	2	3	3	1	1 (1週)			

栄養教育実習Ⅰ・Ⅱについては、別に定める条件を満たさないと履修できない。

栄養教諭一種免許状の取得には、管理栄養士国家試験受験のための必須科目を修得していることが必要である。

区分	ナンバリング	授業科目名	開講単位数	授業の形態			開講期(毎週のコマ数)								備考
				講義	演習	実習等	1年		2年		3年		4年		
							前	後	前	後	前	後	前	後	
特別科目	TP9001	教職キャリアデザインI	2	2									1		他学年生の受講も可※
	TP9002	教職キャリアデザインII	2	2									1		他学年生の受講も可※

※教職免許を取得するための必修ではない。

## (10) 免許状(証)及び資格等を取得するための教育課程

食物栄養学科においては、次に示すような各種免許状(証)及び資格を取得するための課程が認定されており、それに必要な授業科目が開設されている。なお、このために本学科において修得しなければならない授業科目及び単位については、2. 食物栄養学科教育課程のカリキュラム表及び(注)に明記してあるのでよく注意すること。

学 科	取得可能な免許状及び免許証等
食物栄養学科	栄養教諭一種免許状 栄養士、管理栄養士国家試験受験資格

注) ○食物栄養学科の学生は食品衛生監視員(任用資格)、食品衛生管理者(任用資格)を付与される。

○他大からの編入生については資格を取得するのに困難な場合もある。

## (11) 関係法令等の抜粋

この手引きでは、各学生が本学のそれぞれの学科を卒業するために必要な単位及びそれらを修得するための諸規程・手続きについて述べてきたが、ここではそれらの基礎となっている関係諸法令の重要部分の抜粋を示す。各自に関係ある部分は熟読してよく理解すること。

### 1) 大学に関するもの

○学校教育法(昭和22年3月31日 法律第26号)(令和1年6月改正)

第83条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

2. 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

○学校教育法施行規則(昭和22年5月23日 文部省令第11号)(令和1年8月改正)

第142条 大学(短期大学並びに大学院を除く。)の設備、編制、学部及び学科に関する事項、教員の資格に関する事項(略)、その他大学の設置に関する事項は、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)(略)の定めるところによる。

第161条 短期大学を卒業した者は、編入学しようとする大学(短期大学を除く。)の定めるところにより、当該大学の修業年限から、卒業した短期大学における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。

○大学設置基準(昭和31年10月22日 文部省令第28号)(令和6年9月改正)

第21条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

2. 前項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第25条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授

業については、大学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

3. 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

## 2) 教育職員免許状に関するもの

本学は、教育職員免許法（昭和24年5月31日 法律第147号）第5条第1項の規定に基く、免許状の所要資格を得させるための正規の課程としての認可を受け、昭和41年4月より中学校教諭一種普通免許状「家庭」及び高等学校教諭一種普通免許状「家庭」を、平成24年4月より高等学校教諭一種普通免許状「工業」を、平成19年4月より栄養教諭一種普通免許状、令和3年4月より特別支援学校教諭一種普通免許状を得させるための課程を設け、それに必要な授業科目を開設している。また、昭和43年4月より上記各免許状の所有資格を得させるための聴講生（科目等履修生）の課程としての認可を受け卒業生及び一般の人々の免許状取得又は上進に資している。以下関係法令の抜粋を記す。

### ○教育職員免許法（昭和24年5月31日 法律第147号）（令和1年6月改正）

第1条 この法律は、教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする。

第2条 この法律で「教育職員」とは、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（第三項において「第一条学校」という。）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。以下同じ。）の主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、（略）、栄養教諭及び講師（以下「教員」という。）をいう。

第5条 普通免許状は、別表第1、第2若しくは第2の2に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第1、第2若しくは第2の2に定める単位を修得した者又は教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

一、18歳未満の者

二、高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く。

三、禁錮以上の刑に処せられた者

四、第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

五、第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

六、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2. 前項本文の規定にかかわらず、別表第一から別表第二の二までに規定する普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過した者に対する普通免許状の授与は、その者が免許状更新講習（第九条の三第一項に規定する免許状更新講習をいう。以下第九条の二までにおいて同じ。）の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にある場合に限り、行うものとする。

7. 免許状は、都道府県の教育委員会（以下「授与権者」という。）が授与する。

別表第2の2（第5条関係）

第 1 欄		第 2 欄	第 3 欄		
所要資格 免許状の種類		基 礎 資 格	大学において修得することを必要とする最低単位数		
			栄 養 に 係 る 教 育 に 関 する 科 目	教 職 に 関 する 目	栄 養 に 係 る 教 育 又 は 教 職 に 関 する 科 目
栄 養 教 諭	一 種 免 許	学士の学位を有すること、かつ、栄養士法第2条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けていること又は同法第5条の3第4号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること。	4	18	

○教育職員免許法施行規則（昭和29年10月27日 文部省令第26号）（令和1年6月改正）

第1条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）別表第1から別表第8までにおける単位の修得方法等に関しては、この章の定めるところによる。

第1条の2 免許法別表第1から別表第8までにおける単位の計算方法は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項及び第3項（略）、短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第7条第2項及び第3項（略）に定める基準によるものとする。

第1条の3 免許法別表第1備考第2号の規定により専修免許状に係る基礎資格を取得する場合の単位の修得方法は、大学院における単位の修得方法の例によるものとする。

第10条 免許法別表第2の2に規定する栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合の栄養に係る教育及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第1欄	最低修得単位数													
	第2欄	第3欄					第4欄			第5欄		第6欄		
栄養に係る教育及び教職に関する科目	栄養に係る教育に関する科目	教育の基礎的科目					道徳、総合的な学習の時間、等々の内容に関する科目			教育実践に関する科目		大学が独自に設定する科目		
右項の各科目に含めることが必要な事項		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	児童及び生徒に対する理解	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	生徒指導の理論及び方法	栄養教育実習	教職実践演習	
栄養教諭	一種免許状	4	8					6			2	2		
備考														
<p>1 栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項、幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項、食生活に関する歴史的及び文化的事項並びに食に関する指導の方法に関する事項を含む科目について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあっては4単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあっては2単位以上を修得するものとする。</p> <p>2 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、栄養に係る教育に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目(管理栄養学校指定規則(昭和41年文部省・厚生省令第2号)別表第1に掲げる教育内容に係るものに限る。)</p> <p>又は養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等のうち1以上の科目について単位を修得するものとする。</p>														

### 3) 管理栄養士・栄養士免許証に関するもの(食物栄養学科)

本学食物栄養学科は、栄養士法第2条の規定に基づく栄養士養成施設として、昭和41年4月より栄養士の養成を行っている。

以下に関係法令の抜粋を記す。

○栄養士法(昭和22年12月29日法律第245号)(平成19年改正)

[栄養士及び管理栄養士の定義]

第1条 この法律で栄養士とは、都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者をいう。

2 この法律で管理栄養士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者をいう。

[免許]

第2条 栄養士の免許は、厚生労働大臣の指定した栄養士の養成施設(以下「養成施設」という。)において2年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者に対して、都道府県知事が与える。

- 2 養成施設に入所することができる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条に規定する者とする。
- 3 管理栄養士の免許は、管理栄養士国家試験に合格した者に対して、厚生労働大臣が与える。

〔免許の欠格条項〕

- 第3条 次の各号のいずれかに該当する者には、栄養士又は管理栄養士の免許を与えないことがある。
- 一 罰金以上の刑に処せられた者
  - 二 前号に該当する者を除くほか、第1条に規定する業務に関し犯罪又は不正の行為があった者

〔免許証〕

- 第4条 栄養士の免許は、都道府県知事が栄養士名簿に登録することによって行う。
- 2 都道府県知事は、栄養士の免許を与えたときは、栄養士免許証を交付する。
  - 3 管理栄養士の免許は、厚生労働大臣が管理栄養士名簿に登録することによって行う。
  - 4 厚生労働大臣は、管理栄養士の免許を与えたときは、管理栄養士免許証を交付する。

〔免許の取消し等〕

- 第5条 栄養士が第3条各号のいずれかに該当するに至ったときは、都道府県知事は、当該栄養士に対する免許を取り消し、又は1年以内の期間を定めて栄養士の名称の使用の停止を命ずることができる。
- 2 管理栄養士が第3条各号のいずれかに該当するに至ったときは、厚生労働大臣は、当該管理栄養士に対する免許を取り消し、又は1年以内の期間を定めて管理栄養士の名称の使用の停止を命ずることができる。（第3項、第4項省略）

〔管理栄養士国家試験〕

- 第5条の2 厚生労働大臣は、毎年少なくとも1回、管理栄養士として必要な知識及び技能について、管理栄養士国家試験を行う。

〔受験資格〕

- 第5条の3 管理栄養士国家試験は、栄養士であって次の各号のいずれかに該当するものでなければ、受けることができない。
- 一 修業年限が2年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において3年以上栄養の指導に従事した者
  - 二 修業年限が3年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において2年以上栄養の指導に従事した者
  - 三 修業年限が4年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において1年以上栄養の指導に従事した者
  - 四 修業年限が4年である養成施設であって、学校（学校教育法第1条の学校並びに同条の学校の設置者が設置している同法第124条の専修学校及び同法第134条の各種学校をいう。以下この号において同じ。）であるものにあつては文部科学大臣及び厚生労働大臣が、学校以外のものにあつては厚生労働大臣が、政令で定める基準により指定したもの（以下「管理栄養士養成施設」という。）を卒業した者

○栄養士法施行令（昭和28年8月31日政令第231号）（平成13年改正）

〔免許の申請等〕

- 第1条 栄養士の免許を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、これを住所地の都道府県知事に提出しなければならない。
- 2 管理栄養士の免許を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 3 管理栄養士免許証の交付は、住所地の都道府県知事を経由して行うものとする。

〔養成施設の指定の基準〕

- 第10条 法第2条第1項の規定による養成施設の指定の基準は、次のとおりとする。
- 一 入所資格は、法第2条第2項又は第12条第1項に規定する者であること。
- 二 修業年限は、2年以上であること。
- 三 教育の内容、施設の長の資格、教員の組織、数及び資格、学生又は生徒の定員、同時に授業を行う学生又は生徒の数、施設の構造設備、機械、器具、図書その他の備品並びに施設の経営の方法に関し、それぞれ厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

〔管理栄養士養成施設の指定の基準〕

- 第11条 法第5条の3第4号の政令で定める基準は、管理栄養士として必要な知識及び技能を修得させるための教育の内容、教員の組織、数及び資格並びに施設の構造設備、機械、器具、図書その他の備品に関し、それぞれ主務省令で定める基準に適合するものであることとする。

〔管理栄養士国家試験〕

- 第17条 法第5条の2の規定による管理栄養士国家試験は、学科試験とする。

○栄養士法施行規則（昭和23年1月16日厚生省令第2号）（令和元年改正）

〔養成施設の指定の基準〕

- 第9条 令第10条第3号の規定による厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 教育の内容は、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の学校をいう。以下同じ。）にあっては別表第1、それ以外の施設にあっては別表第2に定めるもの以上であること。

別表第1

教育内容	単位数		備考
	講義又は演習	実験又は実習	
社会生活と健康	4	}	1. 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項の規定の例による。 2. 栄養と健康及び栄養の指導の実験又は実習は、それぞれ1単位以上行う。 3. 給食の運営は、学内実習及び校外実習をそれぞれ1単位以上行う。
人体の構造と機能	8		
食品と衛生	6		
栄養と健康	8	}	
栄養の指導	6		
給食の運営	4		

〔試験科目〕

第15条 管理栄養士国家試験の科目は、次のとおりとする。

- 社会・環境と健康
- 人体の構造と機能及び疾病の成り立ち
- 食べ物と健康
- 基礎栄養学
- 応用栄養学
- 栄養教育論
- 臨床栄養学
- 公衆栄養学
- 給食経営管理論

○管理栄養士学校指定規則（昭和41年3月2日文部省・厚生省令第2号）（平成27年改正）

〔この省令の趣旨〕

第1条 栄養士法（昭和22年法律第245号。以下「法」という。）第5条の3第4号の規定による指定（以下「指定」という。）のうち、学校（同号に規定する学校をいう。第2条第2項を除き、以下同じ。）に係るものに関しては、栄養士法施行令（昭和28年政令第231号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

〔指定の基準〕

第2条 令第11条の規定による主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 教育の内容は、別表第1に定めるもの以上であること。

別表第1（平成21年改正）

教育内容		単位数	
		講義 又は 演習	実験 又は 実習
専門 基礎 分野	社会・環境と健康	6	} 10
	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	14	
	食べ物と健康	8	
専門 分野	基礎栄養学	2	} 8
	応用栄養学	6	
	栄養教育論	6	
	臨床栄養学	8	
	公衆栄養学	4	
	給食経営管理論	4	
	総合演習	2	
臨地実習		4	

備考

- 1 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項の規定の例による。
- 2 臨地実習以外の専門分野の教育内容の実験又は実習は、教育内容ごとに1単位以上行う。
- 3 臨地実習の単位数には、給食の運営に係る校外実習の1単位を含むものとする。